

田舎館村運送業原油価格高騰対策支援金

【支援金とは】

原油価格高騰の影響を受けている運送業界の経済支援を目的として交付する支援金です。

【対象者】次の全ての要件に該当する事業者

1. 村内に営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）を有し、現に事業を営んでいるタクシー事業者、自動車運転代行事業者又はトラック等運送事業者であること。
2. 今後も事業を継続する意思を有すること。
3. 市町村に納付すべき税金を滞納していないこと（徴収を猶予されているものは除く。）。
4. 暴力団（田舎館村暴力団排除条例（平成23年条例第21号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（条例第2条第4項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

【支援金額】

30,000円/台

※ 対象者が所有又は使用し国土交通省東北運輸局（以下「運輸局」という。）に登録している事業用自動車又は青森県公安委員会に届出している随伴用自動車又はトラック等運送業の用に供する車両の令和4年12月1日時点における台数。ただし、被牽引車及び霊柩車を除く。

【申請書類】

1. 田舎館村運送業原油価格高騰対策支援金交付申請書（様式第1号）
2. 田舎館村運送業原油価格高騰対策支援金交付対象車両一覧（様式第2号）
3. 営業所等の所在地及び交付対象事業等が確認できる書類（確定申告書、履歴事項全部証明書、開業届等の写し）
4. 事業の許可又は認定を受けていることを証する書類のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定めるもの
 - ア. タクシー事業者
運輸局からの自動車運送事業の許可書、更新許可書又は許可申請証明願の写し
 - イ. 自動車運転代行事業者
青森県公安委員会からの運転代行業の認定書の写し
 - ウ. トラック等運送事業者
貨物自動車運送事業報告規則（平成2年運輸省令第33号）第2条第1項に定める事業実績報告書等の写し
5. 所有台数が確認できる書類（交付申請車両すべての車検証の写し）
6. 振込先口座の写し（通帳の表紙と表紙裏の見開き）
7. 令和3年度市町村に納付すべき税金の領収書

※申請書は村ホームページからダウンロード又は企画観光課窓口で配布しています。

【申請受付期限】

令和5年3月20日(月)まで

【申請先】

田舎館村役場 企画観光課窓口(2階)

受付時間9:00~11:30、13:00~16:00 土日祝は除く

【問い合わせ先】

田舎館村役場 企画観光課（庁舎2階）

〒038-1113 南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123番地1

TEL: 0172-58-2111（内線242、243） FAX: 0172-58-4751